平成２４年（フ）第３００号
愛知県田原市浦町南松崎１番地１　第２田原寮、従前の住所熊本県球磨郡相良村大字川辺3400番地３
債務者　森川　宗典
１　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２１６号
長崎県佐世保市瀬戸越２丁目１番１－７号
債務者　松尾　朋子
１　決定年月日時　平成25年１月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第７１７号
千葉県船橋市東中山２丁目10番12号
破産者　有限会社ブルマックス
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６７７号
名古屋市西区中小田井５丁目300番地
破産者　有限会社サン愛知
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３６号
鳥取県鳥取市永楽温泉町263番地
破産者　有限会社菅商店
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６８号
東京都日野市東平山３丁目11番地の９
破産者　小林　志朗
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８９２号
東京都八王子市大楽寺町231番地９
破産者　今川　高志
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１６１号
京都市中京区御池通堀川西入池元町401番地１
破産者　株式会社吉祥建設工業
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４０３号
奈良県大和郡山市横田町923番地
破産者　有限会社横田屋
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第３９２号
埼玉県草加市原町３丁目16番１―202号
破産者　根本　勝行
１　決定年月日　平成25年１月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字郷中茶原544番地１ハイム野村101号
破産者　小池紗千子
１　決定年月日　平成25年１月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２０６号
広島県安芸郡海田町大立町７番19号
破産者　伊名波克仁
１　決定年月日　平成25年１月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４５０号
広島市安佐南区大塚西５丁目３番30―1202号、開始決定時の住所広島市安佐南区大塚西７丁目59番５号
破産者　中尾　英雄
１　決定年月日　平成25年１月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７１号
広島市安佐南区山本７丁目23番６号
破産者　河野　雅子
１　決定年月日　平成25年１月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９号
長崎県南松浦郡新上五島町相河郷1052番地16、居所宮城県大崎市松山次橋新千刈田150番地　旧松山会館寮
破産者　福田　英次
１　決定年月日　平成25年１月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

平成２４年（フ）第１３６号
大分県別府市大字鶴見1951番地の１　市営扇山住宅Ｃ―306号
破産者　諸冨　　豊
１　決定年月日　平成25年１月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５８６号
横浜市港北区箕輪町３丁目13番21号
破産者　瀧　　英夫
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７５０号
横浜市鶴見区鶴見中央１丁目18番６―503号
破産者　志田　　隆
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部